

August 21, 2025

## 「黄色い封筒法」における「実質的支配力」の判断基準に関する判決

### I. 労働組合法上の使用者性に関する中央労働委員会と法院の判断の流れ

中央労働委員会（以下「中労委」）は、2021年頃から、いわゆる実質的支配力説に基づき、下請労働者に対する元請の使用者性を認め、元請に下請の労働組合に対する団体交渉義務があると判断しました。

下級審の法院でも、中労委と同様、実質的支配力説を適用して元請の使用者性を認める判決を言い渡してきましたが、最近、実質的支配力の判断基準をより具体化した第一審判決が言い渡されました（以下「対象判決」）。

### II. 実質的支配力の判断基準

対象判決は、元請が下請労働者の労働組合法上の団体交渉義務を負う使用者であるかどうかについて、①交渉を求める議題に関して元請が実質的かつ具体的に支配・決定する地位にあるか、②下請労働者の労務が元請の事業遂行に不可欠であり、事業体系に組み込まれているか、③下請労働者の労働条件などを元請との団体交渉によって集团的に決定する必要性と妥当性があるかなどを基準に判断すべきであり、その判断にあたっては、(a)下請労働者の業務が元請の事業場で行われる元請の事業に占める割合、(b)下請労働者の勤務方式とこれに対する元請の直接・間接的な関与の程度、元請と下請との関係、(c)下請の経済的独立性などを総合的に考慮しなければならないという判断基準を示しました。

より多くの事例が蓄積される必要はありますが、上記のような判断基準は「黄色い封筒法」の立法を控える中、企業において実質的支配力を判断する上で一定の指針となるものと考えられます。しかしながら、上記の基準も抽象的な面があり、「総合判断」の方式をとっていることから、実質的支配力の争点をめぐる紛争の長期化と当分の法的不安定性は避けられないものと考えられます。なお、上記の判決は社内下請事案であるため、社内下請ではなく、委託役務関係における大法院の判断を注視する必要があります。

### III. 交渉議題ごとに個別に実質的支配力を判断

特筆すべき点として、対象判決は、交渉を求める議題ごとに実質的支配力を判断し、交渉要求案の内容に応じて交渉義務が異なる場合があるとしています。

対象判決においても、争点となった案件ごとに実質的支配力の有無を判断しており、上記の判断基準を適用して一部の案件については実質的支配力を認めた一方、他の案件については実質的支配力を否定し、案件に応じて団体交渉義務が異なる場合があるとししました。

雇用労働部は、2025年7月31日発行した「黄色い封筒法QnA」資料を通じて、元請は多数の下請に対して無条件に使用者として認められるわけではなく、「特定の労働条件」に関して実質的かつ具体的に支配・決定できる場合にのみ使用者として認められるという立場を明らかにしており、立法後もこの立場が維持されるかどうかについては議論がありますが、まずは議題ごとの判断方式で「黄色い封筒法」が適用されるよう準備しておく必要があります。

### IV. 示唆点

対象判決は、「黄色い封筒法」立法前の労働組合法上の使用者の範囲に関する解釈論ですが、雇用労働部は2025年7月31日に発行した資料において、政府は労働委員会、法院の判断に基づき、元請の使用者性判断基準などを設けるという立場を明らかにしているため、対象判決が示した判断基準及び諸争点に対する判断は、今後「黄色い封筒法」に基づく実質的支配力の判断における重要な参考基準となることが予想されます。

\* \* \*

法務法人（有限）太平洋人事労務グループは、個々の勤労関係及び集団労使関係に関する様々なアドバイスを提供するとともに、各種の紛争に対応しており、特に労働組合法上の使用者の範囲拡大及び実質的支配力に係る紛争とアドバイス業務については、国内随一の経験と専門性を有しています。

これに関するお問い合わせがございましたら、いつでもご連絡ください。

## 関連構成員

---

**朴華珍 (パク・ファジン)**

顧問

T 02-3404-0648

E hwajin.park@bkl.co.kr

**金相民 (キム・サンミン)**

弁護士

T 02-3404-7545

E sangmin.kim@bkl.co.kr

**朴垠貞 (パク・ウンジョン)**

弁護士

T 02-3404-0598

E eunjung.park@bkl.co.kr

法務法人(有限)太平洋のニュースレターに掲載されている内容や意見は、一般的な情報提供のみを目的に発行されており、法務法人(有限)太平洋の公式的な見解や何らかの具体的な事案に対する法的意見を差し上げるものではないこと、ご了承ください。ニュースレターに関するお問い合わせは、上記の連絡先までお問い合わせいただけますようお願いいたします。